

令和5年9月26日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

| 営業所又は<br>事務所の名称 | 変更前             | 変更後             | 変更年月日     |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 八王子中央支店         | 東京都八王子市八日町9—5   | 東京都八王子市旭町9—1    | 令和5年9月11日 |
| 海老名支店           | 神奈川県海老名市中央1—3—7 | 神奈川県海老名市めぐみ町2—2 | 令和5年9月19日 |

（2）変更の理由

店舗の移転のため